

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一、四の七（略） 四の八 <u>三―アミノプロパン―オール及びこれを含有する製剤。</u>ただし、<u>三―アミノプロパン―オール一％以下を含有するものを除く。</u> 四の九・四の十（略） 五・六（略） 七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ、ニ（略） ホ <u>四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤</u> ヘ・ト（略） 八（略） 八の二 <u>二―イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。</u>ただし、<u>二―イソブトキシエタノール一五％以下を含有するものを除く。</u> 九、百十（略） 2（略）	（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一、四の七（略） （新設） 四の八・四の九（略） 五・六（略） 七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ、ニ（略） （新設） ホ・ヘ（略） 八（略） 八の二 <u>二―イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。</u>ただし、<u>二―イソブトキシエタノール一〇％以下を含有するものを除く。</u> 九、百十（略） 2（略）